

Title	『孝経』の成立時期の再検討
Author(s)	久保, 由布子
Citation	中国研究集刊. 2003, 32, p. 34-51
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60848
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

『孝経』の成立時期の再検討

久保 由布子

はじめに

『論語』学而篇には「有子曰く、…孝弟なる者は、其れ仁の本爲るか」とあり、仁の根本に孝・悌が据えられている。孝とは、子の親に対する敬愛の情、及びそれに基づく行為を指し、悌とは弟の兄に対する敬愛の情、及びそれに基づく行為を指す。周知の如く、孔子は仁を人倫の根本として重視したが、有若の言のように、さらにその大本に孝・悌を置く見方もある。孝・悌は儒家思想において非常に重要な位置を占めており、孝の専論としては『孝経』が存在する。

『孝経』は、漢代には『論語』や『書経』と同等に扱われるほど尊重された^(注1)。しかし、その成立時期については定見が無く、現在に至るもおお議論を呼んでいる。かかる閉塞的な状況を打破するのに有効であると思われる

るのが、本稿で論ずる曾子立孝篇である。

曾子立孝篇は、『大戴礼記』曾子十篇中の一篇である。本篇は曾参が君子の孝を説くというもので、孔子が曾参に孝を説く『孝経』との思想的関連が窺われる。したがって、曾子立孝篇は、『孝経』の成立時期を推定する有力な手掛かりになると考えられるのである。だが、陳振孫が『大戴礼記』を後世の偽書と断じて以来^(注2)、『大戴礼記』は信憑性を欠く資料とされ、ほとんど扱われることがなく、あまり正面から検討されてこなかった。しかし、近年の上海博物館蔵戦国楚竹書(以下、上博簡と略称)の発表により、曾子立孝篇の資料的信憑性が高まってきている。

上博簡は、上海博物館が香港の骨董市場から購入した新出土資料で、その発掘地点や墓葬年代は不明である。しかし、一九九三年に発掘された郭店楚簡^(注3)と重複す

る篇が存在するなどの共通点から、郭店楚簡とほぼ同時期のもので、楚が郢を放棄する前二七八年以前に造営された貴族の墳墓の副葬品であろうと推定されている^(注4)。なお、炭素十四法による測定の結果では、竹簡は国際定點である一九五〇年を溯ること二二五七±六五年のものと推定されており、先の推測を裏付けている^(注5)。

上博簡は竹簡数計一二〇〇余枚、文字数三五〇〇〇字の膨大な量に上り、その内容は哲学・文学・歴史・宗教・軍事・教育・政論・音楽・文字学等、多岐に亘っている。現在、写真版及び積文が発表されているのは、『上海博物館藏戦国楚竹書(一)』収録の「孔子詩論」篇・「性情論」篇・「緇衣」篇の三篇、及び『上海博物館藏戦国楚竹書(二)』収録の「民之父母」篇・「子羔」篇・「魯邦大旱」篇・「從政(甲篇・乙篇)」篇・「昔者君老」篇・「容成氏」篇の六篇のみである^(注6)。篇名のみ報告されているものには、武王踐阼篇・曾子立孝篇等がある^(注7)。

上博簡が郭店楚簡と同じ戦国中期のものであるならば、その中に含まれているとされる曾子立孝篇も、戦国中期以前のものとなる。かかる曾子立孝篇と『孝経』との比較は、『孝経』の成立時期を推定する上で極めて重要な鍵となるであろう。

そこで本稿では、特に曾子立孝篇と『孝経』との比較

を通し、『孝経』の成立時期について再検討を試みることにしたい。

上博簡に含まれるとされる曾子立孝篇は未発表であるが、同じく上博簡に含まれる「緇衣」篇・「民之父母」篇が、今本『礼記』の緇衣篇・孔子間居篇とほぼ一致することを鑑みれば、上博簡の曾子立孝篇もまた、『大戴礼記』曾子立孝篇とほぼ同じものであると推測される。したがって、本稿では『大戴礼記』曾子立孝篇を用いて考察を進めていくこととする。

『孝経』のテキストには、大きく古文テキストと今文テキストの二種が存在する。現在、古文テキストには、前漢の孔安国の伝が付された孔伝本があり、今文テキストには後漢の鄭元が注した鄭注本、唐の玄宗の注が付された御注本がある。本稿では、最も広く流布している四部叢刊所収の御注本を底本として使用することとする。

一 『孝経』の成立時期に関する先行研究

本章では、『孝経』の成立時期に関する主要な先行研究を紹介する。『孝経』の作者及び成立時期については古来議論が多い。それらの議論は、おおむね次の七種に分けられる。

① 孔子の作とし、春秋末の成立とする見方

② 曾参の作とし、春秋末く戦国初頭の成立とする見方

③ 曾参の門弟の作とし、戦国前期の成立とする見方

④ 曾参の後学の作とし、戦国中期の成立とする見方

⑤ 曾参の後学の作とし、戦国末期の成立とする見方

⑥ 呂不韋学者集団の作とし、秦初の成立とする見方

⑦ 漢儒の偽作とし、漢初の成立とする見方

近年の状況としては、①②③は学問的な検討が為されていない見方であるとして軽視され、概ね④⑤⑥⑦説がとられている^(注10)。そこで、本稿では④⑤⑥⑦説、すなわち戦国中期説・戦国末期説・秦初説・漢初説に焦点を当て、検討を加えていくこととしたい。では、以下この四説を簡単に紹介していこう^(注9)。

先ず、④の戦国中期説から見ていこう。代表的な研究に、武内義雄『孝経の研究』がある^(注10)。

武内氏は、朱子『孝経刊誤』に倣い、今文『孝経』の首章から第七章までを孔子と曾参の問答を記した経部、第八章から第二二章を後人が経を解説した伝部とする。そして、経部では天子・諸侯・卿大夫・士・庶人の五等の孝が並べ説かれており、また、『呂氏春秋』孝行篇・察

微篇に『孝経』と類似する記述があることから、『孝経』を周末（戦国末）以前の著作とする。また、経部と『孟子』離婁上篇に類似の記述があることから、『孝経』の成立時期を孟子の活動時期、すなわち戦国中期に絞っている。伝部については、天子と士の孝のみが説かれ、諸侯・卿大夫の孝が無視されていることに注目し、伝部は経部の解説として漢代に作成されたと推定する。

このように武内氏は、経部を戦国中期の成立、伝部を漢代の成立とする。この武内説に従えば、『孝経』が現在の形になったのは漢代ということになるが、経部、すなわち原『孝経』とでもいべき部分は戦国中期の成立とされているため、本稿では戦国中期説に分類しておく。

次に、⑤の戦国末期説について見てみよう。戦国末期説は、現在の所最も一般的な説である。本説の論拠は、『呂氏春秋』察微篇に「孝経曰、高而不危、所以長守貴也」と『孝経』の書名及び本文が引用されている点にある。細部には見解の相違が見えるものの、津田左右吉氏^(注11)、林秀一氏^(注12)、板野長八氏^(注13)、浅野裕一氏^(注14)らがこの立場をとっている。

では次に、⑥の秦初説を見てみよう。秦初説は、庄兵氏により提唱されている^(注15)。庄兵氏は、『孝経』に古文テキストが存在することから、『孝経』成立の下限を秦の

焚書が行われた始皇帝三十四年（紀元前二一三年）とする。そして、成立の上限については察微篇や孝行篇との比較を通して検討している。察微篇に「孝経曰」として『孝経』諸侯章の引用がある点については、察微篇が物事の機微を洞察せんとする論旨であるのに対し、諸侯章は自ら道徳の改善を図らんとする論旨となっており、両者の論旨の相違を指摘する。そしてこのことから、引用部分が高誘注の混入であるとするのである。また、孝行篇と『孝経』とを比較し、孝行篇は君主論のレベルで孝による統治を説くのに対し、『孝経』は国家体制論のレベルで孝による統治を説いていると指摘する。そして『呂氏春秋』より『孝経』の側の論理構成がより高度であるので、『孝経』は孝行篇以後の成立であるとみる^{注18}。以上を総合し、庄氏は『孝経』の成立時期を、呂不韋学者集団が解散した始皇帝十二年（紀元前二三五年）から、焚書が行われた始皇帝三十四年（紀元前二一三年）までの二十三年間と結論づけている。

最後に、⑦の漢初説を見てみよう。漢初説は、主に渡辺卓氏と渡辺信一郎氏により提唱されている^{注17}。

渡辺卓氏は、曾参の人物像と孝の位置づけの変化について考察し、『孝経』の成立時期について言及する。

氏は曾参の人物像に関して、『論語』・『孟子』では曾

参は仁の祖述者とされていたが、『呂氏春秋』孝行篇では孝の専門家として登場していると指摘する。また、孝の性格について、『論語』・『孟子』では、孝を家族倫理、忠を支配倫理とし、孝と忠は相反する性格を持つと捉えられていたが、孝行篇ではその性格が無視され、本来家族倫理であるはずの孝が支配倫理に編入されているとし、孝の位置付けが『論語』・『孟子』と孝行篇とは異なっていると指摘する^{注18}。さらに、『孝経』では孝行篇の立場が一步進められて孝が至上の徳とされ、天に準えられて説明されるに至っていると指摘し、『孝経』の側は孝行篇より孝至上主義が一層深化していると述べる。

このように、渡辺卓氏は『論語』・『孟子』と孝行篇では曾参の人物像、さらに孝の性格や位置づけも異なっているとみる。この孝行篇の立場をより深化させたものが『孝経』であるとして、氏は『孝経』は孝行篇より後、すなわち漢代の成立と推定する^{注19}。

続いて渡辺信一郎氏の説を見てみよう。渡辺信一郎氏は、察微篇における諸侯章の引用部分は、前後の文脈と繋がらないので、注文の混入であろうと推測している。また、天子章と重複する孝行篇の記述は、天子章からの引用ではなく、孝行篇本来の文章であるとして、『孝経』が孝行篇以前に成立していたという可能性を退ける。そ

して、『孝経』の成立時期を推定する上で、『孝経』を表す概念である愛(愛情)・敬(敬慕の念)に注目する。氏は、土章の記述から、愛・敬には孝・悌と忠・順とを結び付ける媒介としての役割があると指摘する。そして、「父兄(母)に事えること」孝悌が、ここでは一旦その本質的契機たる愛敬という普遍的心情に分析還元され、この愛敬という心情を以て君長に事える時、それは忠順という形態をとって發揮されると説くのである」と述べ、孝・悌をその根本である愛・敬に一度還元し、その愛・敬を君臣関係に適用すると忠・順として發揮されるとする。また、氏は孝・悌を忠・順と関連づけて説く例として『曾子』・『子思子』を挙げる^(注20)。だが、ここでは孝・悌が愛・敬に還元されず、直接忠・順に関連づけられているため、『曾子』・『子思子』と『孝経』の思惟過程には大きな違いがあると^(注21)。そして、『孝経』で「孝悌↓愛敬↓忠順」の構図が示されるに至ったのは、『曾子』・『子思子』の不完全な「孝悌忠順」説に対して『韓非子』忠孝篇が批判を行い、この批判を受けて『孝経』が愛・敬を用いて孝と忠を結び付け、『曾子』・『子思子』の不備を補つたためと説明する。氏は忠孝篇の成立時期を秦初と見るため^(注22)、『曾子』・『子思子』は忠孝篇の作成される直前の戦国末期の成立、『孝経』は忠孝篇成立の後、

すなわち漢初の成立と結論付ける。

以上、近年主に説かれている四説を概観してきた。戦国中期説・戦国末期説は『呂氏春秋』に『孝経』の引用が見えることから『孝経』を『呂氏春秋』以前の成立とする。一方で、秦初説・漢初説は、『呂氏春秋』に見える『孝経』の引用部分は注文の誤入であるとし、『孝経』を『呂氏春秋』以後の成立と推定する。したがって、大きく見るとこれら四説は、『呂氏春秋』の『孝経』引用を信ずるか否かにより、戦国中期説・戦国末期説と秦初説・漢初説とに分かれる結果となっている。そこで次章では、『孝経』と『呂氏春秋』の関係について見てみることにしよう。

二 『孝経』と『呂氏春秋』

前章で挙げた先行研究のうち、『孝経』の成立時期を『呂氏春秋』以後とするものに、庄兵説・渡辺卓説・渡辺信一郎説がある。行論の都合上、渡辺卓説・渡辺信一郎説・庄兵説の順に見ていくこととしよう。

渡辺卓氏は、『孝経』に孝を天に準える記述が見えることから、孝行篇より『孝経』の側が孝至上主義が深化し

ていると指摘する。確かに、孝を天にまで準える記述は孝行篇には見えず、『孝経』の側がより徹底した孝至上の理論を提出していると評することができよう。しかし、『呂氏春秋』中の一篇に過ぎない孝行篇と、孝による体系的な支配原理を説く『孝経』全体を比較すれば、『孝経』の側が孝行篇より孝至上主義が徹底しているのは当然の結果といえる。かかる差異を論拠に、成立時期の先後関係を推定するのは非常に危険であるといわねばならない。渡辺信一郎氏は、『呂氏春秋』察微篇における『孝経』諸侯章の引用部分は、前後の文脈と合致しないので、注文の誤入と推定する。さらに、孝行篇における『孝経』天子章との重複部分は決して『孝経』からの引用ではなく、『呂氏春秋』本来の文章であるとす。しかしながら、その具体的な根は示されていない。察微篇についても同様である。

庄兵氏もまた、孝行篇・察微篇に注目し、『孝経』は『呂氏春秋』以後の作と推定する。

孝行篇は君主論のレベルで孝による統治を説くのに対し、『孝経』は国家体制論のレベルで孝による統治を説いており、孝行篇より『孝経』の論理構成の側が一段と高度になっている。したがって、『孝経』は孝行篇より後の成立であると氏は推定するのである。そして氏もまた、

『呂氏春秋』察微篇における『孝経』諸侯章の引用部分を注文の誤入ではないかと疑っている。察微篇は「危機を招かないために物事の機微を洞察しよう」という論旨であるのに対し、諸侯章は「大きな危険を招かないために自ら道徳の改善を図ろう」という論旨である。危機回避のために自分を取り巻く状況に注意を向けることを外察、自ら人間性の改善に努めることを内省とすると、察微篇は外察であり、一方の諸侯章は内省というように、両者の論旨は相違する。したがって、諸侯章の引用部分は注文の誤入であろうというのである。

孝行篇については、氏の指摘するように、孝行篇より『孝経』の側が緊密な論理構成を保っているといえる。しかし、やはり渡辺卓説と同様に、『呂氏春秋』中の一篇である孝行篇と、孝による君主支配の原理を説く『孝経』全体とを一概に比較することはできない。

諸侯章についてはどうであろう。諸侯章は、「高けれども危うからざるは、長く貴を守る所以なり。満つれども溢れざるは、長く富を守る所以なり」と、地位・財産を保持するためには、何事においても機微を弁え、行きすぎを防ぐべきことを述べている。庄兵氏のいうような「自ら道徳の改善を図」ることを説く記述は全く見えない。それどころかむしろ、これは氏が外察と評した察微篇の

論旨と一致する。したがって、察微篇における『孝経』の引用部分は、注文の誤入とは考え難いのである。

以上見てきたように、孝行篇と『孝経』の重複部分から、『呂氏春秋』と『孝経』の先後関係を決定することは非常に困難である。察微篇における諸侯章の引用部分は、篇全体の論旨と合致するので、注文の誤入とは考え難いようである。してみれば、察微篇に「孝経曰」と明記されている以上、当時すでに『孝経』が存在していたと考える方が妥当であると思われる。

では、『孝経』の成立は『呂氏春秋』以前のどの時期とするのが妥当であろうか。次に『孝経』と曾子立孝篇を比較し、その成立時期を検討していくこととしよう。

三 『孝経』と曾子立孝篇

前述の如く、『孝経』との思想的関連性が窺われる曾子立孝篇が上博簡に含まれるとされている。このため、曾子立孝篇との関係から『孝経』の成立時期を推定できると考えられる。そこで、本章では『孝経』と曾子立孝篇との思想的関連性を検討することとする。

曾子立孝篇は「曾子曰く、君子の孝を立つるや」から始まり、全体として曾参が君子の孝について説く体裁を

取る。その内容は大きく三分できる。第一段では、父・子・君・臣・兄・弟のあり方、第二段では孝の内容、第三段では孝と忠の関係が述べられている。では先ず、第一段から見よう。

(第一段) 故爲人子而不能孝其父者、不敢言人父不能畜其子者。爲人弟而不能承其兄者、不敢言人兄不能順其弟者。爲人臣而不能事其君者、不敢言人君不能使其臣者也。故與父言、言畜子。與子言、言孝父。與兄言、言順弟。與弟言、言承兄。與君言、言使臣。與臣言、言事君。

子供でありながら、自分の父に孝行できない者は、父がその子供を養えていない(から、孝行できないのだ)と口にしたりはしない。弟でありながら、自分の兄に従うことのできない者は、兄がその弟を教導できていない(から、従えないのだ)と口にしたりはしない。臣下でありながら、自分の君主にお仕えすることのできない者は、君主が臣下を(適正に)用いていない(から、お仕えできないのだ)と口にしたりはしない。だから父とは、子供を養う者言うのである。子供とは、父に孝行する者言うのである。兄とは、弟を教導する者言うのである。弟

とは、兄に従う者を言うのである。君主とは、臣下を用いる者を言うのである。臣下とは、君主に仕える者を言うのである。

第一段の内容は、前半部と後半部に分けられる。前半部では、父に孝行でない者は、父が自分を養ってくれないから自分は孝行でないのだ、などとは言わない、と、子供は無条件で父に奉仕せねばならないことが述べられる。そして、この原則を兄弟関係、君臣関係にも当てはめ、下位者（子・弟・臣）は全面的に上位者（父・兄・君）に奉仕せねばならないとする。後半部では、「與て父を言うは、子を畜を言う」と、父は子を養う義務があることが述べられる。そして子・兄・弟・君・臣も同様であるとして、上位者も下位者も、互いに奉仕する義務を負っていることが説かれている。

このように、第一段は、全体として父子・兄弟・君臣を、下位者（子・弟・臣）と上位者（父・兄・君）に分け、それぞれの果たすべき役割を説いている。これに対し、第二段以降では、兄弟関係についての言及は無く、父子・君臣関係を中心に論が展開されている。では、第二段において孝の具体的内容を述べる箇所を見てみよう。

（第二段）君子之孝也、忠愛以敬。反是、亂也。盡力

而有禮、莊敬而安之、微諫不倦、聽從而不忘。懼（敬）欣忠信、咎故不生。可謂孝矣。

君子の孝とは、真心からの愛情を基として（親に）敬意を払うことである。これに反すると、世の中が混乱する。親に精一杯お仕えて礼があり、恭しくお仕えて親を安心させ、いつも穏やかに諫めて倦むことなく、親の言うことに従い、怠ることなく勤める。いつも喜び真心でお仕えし、親から咎めを受けることがない。かかる行為が孝である。

第二段の冒頭には、「君子之孝也、忠愛以敬」と、君子の孝の基本精神が示されている。この場合の「忠」は真心の意であり、「忠愛以て敬す」とは、真心からの愛情に基づいて敬意を払うことを意味する。上掲の部分の後に「孝なる行為が列挙されているが、それらは概ね「忠愛以て敬す」ことの具体例であり、何れも恭敬な態度で親にお仕えすることが説かれている。

では、最後の第三段を見てみよう。

（第三段）是故未有君而忠臣可知者、孝子之謂也。未有長而順下可知者、弟（悌）弟之謂也。

まだ君主にお仕えていないが、お仕えすれば必ず忠臣だと分かる者とは、孝子のことである。まだ

年長者に従属していないが、従属すれば必ず従順だと分かる者とは、悌弟のことである。

ここでは、父に対して孝である者は君主に仕えれば忠義を尽くし、兄に対して悌である者は郷党の年長者に仕えれば従順であるとの予測が述べられている。つまり、孝・悌といった血縁倫理上の関係が適当であれば、忠・順といった非血縁倫理上の関係も円滑に進むことが述べられているのである。なお、ここでの「忠」は、君主に対する真心、すなわち忠義の意味であり、対象を君主に限定している点で、「忠愛以て敬す」の「忠」とは異なる。かかる第三段の記述を考え合わせると、第二段で説かれていた親に対する行為は、下位者が上位者にお仕えする場合に必ず行うべき行為であり、対象を親のみに限定するものではないと考えられる。第二段を踏まえ、第三段では、孝はそのまま忠へと移行可能なものと考えられていると理解できる。

以上のように、第二段・第三段では、孝なる行為が忠なる行為と本質的には同質のものとされており、「忠愛以て敬す」対象を親から君主に変更すれば、孝はそのまま忠に移行するものとして描かれているのである。このような理論を、浅野氏がすでに「孝忠移行理論」と名づけて

ているので、本稿も以下この名称を使用する(注23)。では、『孝経』の側を見てみよう。
次のように、孝忠移行理論は『孝経』士人章にも見える。

資於事父以事母、而愛同。資於事父以事君、而敬同。故母取其愛、而君取其敬。兼之者父也。故以孝事君則忠。(士人章)

孔子が言うに、父にお仕えするやり方で母にお仕えすれば、父への愛情と同じ程度の愛情が母に注がれる。父にお仕えするやり方で君主にお仕えすれば、父への敬慕の念と同じ程度の敬慕の念が君主に注がれる。(このやり方を用いると、)母も子の愛情を獲得でき、君主も臣下から敬慕の念を獲得できる。子からの愛情と敬慕の念を兼備しているのは父親である。そこで、父親に対する孝心を用いて君主にお仕えすれば、忠義となる。

ここでは、父と同様に母に仕えれば愛が、父と同様に君主に仕えれば敬が、父に対するのと同様に母に注がれるとされ、この記述から父にお仕えする孝の基本精神は、愛・敬とされていることが判明する。また、「孝を以て君に事うれば則ち忠」と、父への孝心を用いて君主に仕え

れば忠臣となるとあり、孝は忠に移行できるとされている。このように、士人章でも曾子立孝篇と同じく孝忠移行理論が述べられている。但し、士人章では孝・忠の基本精神を愛・敬としており、忠・愛を基本精神とする曾子立孝篇とは異なっている。

また、『孝経』広揚名章にも、基本的に士人章と一致する構図が示されている。

子曰、君子之事親孝、故忠可移於君。事兄悌、故順可移於長。居家理、故治可移於官。(広揚名章)

孔子が言う、君子が親にお仕えすると必ず孝であるから、その真心を君主にお仕えする場面にも適用することができる。君子が兄にお仕えすると必ず悌であるから、その従順さを郷党の長にお仕えする場面にも適用することができる。君子がいれば必ず家庭が治まるから、その家庭統治のノウハウは、官職に就いた場合にも活かすことができる。

「君子の親に事うるや孝、故に忠は君に移すべし」とあるように、君子は父に対して孝であるから、忠(真心)を以て君主にお仕えできる。すなわち、孝なる者は必ず親に忠をもってお仕えしている。だからこそ、その忠を君主にも移行させ、忠を持った臣下としてお仕えできる

とされているのである。兄に対する悌が年長者にも及ぶというのもまた同様の理論である。広揚名章の作者は、孝を忠に包摂させることで、血縁倫理を根本として非血縁倫理が成立することを示そうとしているのであろう。

末尾の一文、「家に居りて理まる、故に治は官に移すべし」は、家(家庭)を治めることができれば、官職に就いた場合にもそれを活かし、職場をも統括できることを述べており、家族倫理(血縁倫理)が達成されてこそ、社会倫理(非血縁倫理)もまた達成されるというこの篇の主張を端的に示している。かかる主張は、士人章の主張と重複しており、広揚名章もまた孝忠移行理論に基づいて書かれているといえる。

以上見てきたように、曾子立孝篇と『孝経』は、共に孝忠移行理論を有する点で共通する。したがって、曾子立孝篇と『孝経』は、同系統の学派により作られた可能性が高いといえよう。

それでは、本章の結論を踏まえ、前掲の先行研究について再検討を試みることにしたい。

四 先行研究の再検討

まず、『孝経』の成立を漢初と見る渡辺卓説・渡辺信一

郎説から検討していこう。第二章において、『孝経』の成立は『呂氏春秋』以前である可能性が高いことをすでに確認したが、今一度、漢初説を内容面から検討してみよう。

渡辺卓氏は、『論語』・『孟子』の段階では、曾参は仁の祖述者とされているが、『呂氏春秋』孝行篇・『孝経』では孝の専家とされているとする。中でも、孝行篇では「孔子―曾参―楽正子春」の継承関係が示されるのに対して、『孝経』では孔子と曾参のみが登場し、曾参は孝の専家とされるのみならず、孝の講説の継承者に固定されるに至っているとす。また、『論語』・『孟子』では孝を家族倫理、忠を支配倫理と明確に区別していたが、孝行篇では、本来家族倫理であるはずの孝が支配倫理に編入されており、孝の位置付けが変化していることを指摘する。

このように、渡辺卓氏は、『論語』・『孟子』とで孝行篇と曾参の人物像が異なるとするが、孝行篇に「孔子―曾参―楽正子春」とある以上、曾参が孝の講説の継承者と見做されていることに変わりはなく、孝行篇と『孝経』との間には、何らの差異も認められないといえる。また、孝の位置付けが変化している点については、第三章で確認したように、孝行篇以前の成立と考えられる曾子立孝

篇に、すでに孝忠移行理論が存在している以上、そもそも孝行篇を契機に孝の位置付けが変化したと見ることは出来ない。以上のことから、『孝経』を孝行篇以後の成立とみるのはやはり難しいといえよう。

同じく漢初説を唱える渡辺信一郎氏は、『孝経』の特色である愛・敬に注目し、『孝経』では、孝・悌が、一度愛・敬という普遍的な心情に還元され、その後忠・順と結び付けられていると指摘する。この孝・悌と忠・順を結び付ける思考は、『曾子』・『子思子』にも見えるものの、孝が愛・敬を媒介せず、直接忠と結び付けられている点で不完全であり、『孝経』の完全な孝忠理論とは異なる。かかる差異が見られる原因は、『韓非子』忠孝篇にあり、元々は、『曾子』・『子思子』に見えるような、孝・悌と忠・順を直接結び付ける論理のみが存在していたが、忠孝篇でその論理的飛躍を指摘されたため、『孝経』の作者は孝・悌と忠・順を強固に結ぶため、愛・敬を媒介とした論理を考案したと理解するのである。

しかしながら、氏は『曾子』として曾子立事篇を挙げのみであり、曾子立孝篇は考察の対象に加えられていない。前章で確認したように、曾子立孝篇では孝・忠の関係を詳細に論じているため、曾子立孝篇をも考察の対象に加えなければ片手落ちの議論となるであろう。曾子

立孝篇では、孝と忠は「忠愛以て敬す」を共通の基本精神とし、孝は忠に移行するものとされていた。そこには忠孝篇が指摘するような論理的飛躍は見られない。したがって、『孝経』の作者が、忠孝篇への反駁を目的に愛・敬を媒介とする孝忠理論を考案したわけではなく、元々かかる思考は忠孝篇の成立以前から存在していたと考えられる方が妥当であろう。『孝経』の成立を忠孝篇の成立後の漢初とする必然性はほとんど無いといえる。

以上、渡辺卓説及び渡辺信一郎説に代表される漢初説を検討してきたが、いずれの説もやはり成立し難いといわねばならない。

秦初説についても同様のことがいえる。秦初説を唱える庄兵氏は、『呂氏春秋』孝行篇の成立時期から『孝経』の成立時期を推定していたが、第二章で検討したように、『呂氏春秋』に『孝経』の引用が見える以上、『孝経』の成立は『呂氏春秋』以前と考えられる。したがって、秦初説も成立不可能であるといえる。では、戦国末期説はどうであろうか。

戦国末期説は、『呂氏春秋』に『孝経』の引用があることを根拠に、『孝経』の成立を『呂氏春秋』とほぼ同時期とする説である。確かに、『呂氏春秋』の編纂直前に『孝経』が成立したという可能性も否定できない。だが、『呂

氏春秋』の編者が、その編纂直前に成立した『孝経』を引用したと考えるよりも、『呂氏春秋』編纂のころには既に広く流布していた『孝経』を引用したと考える方が自然であろう。流布に必要な期間をも考慮に入れ、『孝経』の成立時期を考えると、戦国末期をさらに溯ることが予想される。では、戦国中期説はどうであろうか。最後に、戦国中期説を見てみよう。

戦国中期説を代表するのは、前述のように、武内説である。武内氏は朱子『孝経刊誤』の説を踏まえ、『孝経』を経部と伝部に二分する。そして、経部の諸侯章が『呂氏春秋』察微篇に引用されている点、経部では天子・諸侯・卿大夫・士・庶人の五等の孝が説かれている点に注目し、経部の成立を戦国末以前と推定する。さらに経部と『孟子』に類似する記述が存在する点に着目し、経部の成立を戦国中期に絞っている。伝部については、経部には五等の孝が説かれていたのに対し、伝部は諸侯・卿大夫の孝についての解釈が付されていないので、漢代の成立と推定している。

以上のように、武内氏は朱子の説を承けて『孝経』を経部と伝部に分け、経部を戦国中期、伝部を漢代の成立とする。だが、そもそも『孝経』を経部と伝部に二分することは妥当なのであろうか。

所謂伝部を見てみると、三才・聖治・諫争の三章には曾参と孔子の問答が見える。このため、体裁は首章から末尾まで一貫していると言え、『孝経』を経部と伝部に分けることは難しい(注28)。また、第三章で見たように、士人章と広揚名章はほぼ同じ思想内容を述べたものであり、この二篇の間に時代的格差を見出すことは困難である。したがって、『孝経』は、全体がほぼ同じ時期にまとまって成立したと考えられる。してみれば、所謂伝部が経部の注釈として漢代に成立したという見方も成立し難いといえよう。

なお、所謂経部について、武内氏は『孟子』離婁上篇に類似の記述があることに注目し、経部と『孟子』の説が符合しているとして、その成立を『孟子』とほぼ同時期の戦国中期としていた。しかし、『孟子』離婁上篇の当該箇所は、「天子不仁、不保四海。諸侯不仁、不保社稷。卿大夫不仁、不保完廟。士庶人不仁、不保四體」と、天子・諸侯・卿大夫・士庶人に仁徳が無ければ、天下・社稷・祖廟・四肢を保全し得ないことを述べたものであり、孝を説いたものではない。したがって、この記述を根拠に『孝経』との思想的関連性を見出すことは困難である。所謂経部の成立を『孟子』の成立と同時期とすることにやや無理がある(注29)。

以上、本章では先行研究を検討した。漢初説・秦初説は成立し難く、戦国末期説・戦国中期説にも問題点が見られた。では、『孝経』の成立時期はいつとするのが最も妥当であろうか。

五 『孝経』の成立時期

第三章で『孝経』と曾子立孝篇とを比較した結果、『孝経』と曾子立孝篇は、孝忠移行理論を説く点で一致することが確認された。そこで先ず、『孝経』と曾子立孝篇との先後関係について検討しよう。

『孝経』と曾子立孝篇は孝忠移行理論を説く点で一致するが、曾子立孝篇は孝の基本精神を「忠愛以て敬す」とするのに対し、『孝経』は「愛・敬」とする点で異なる。「忠愛以て敬す」が、忠愛を敬の根本に置いているのに対し、「愛・敬」は愛と敬を並列関係に置いており、曾子立孝篇の「忠愛以て敬す」より『孝経』の「愛・敬」の側が、孝の基本精神をより簡潔に示しているといえる。したがって、『孝経』の側が曾子立孝篇より新しい成立と考えることも可能である。このように、『孝経』と曾子立孝篇との相違点から先後関係を強いて推定するならば、曾子立孝篇を『孝経』より早い成立とすることも可能で

ある。だが、かかる相違は微細なものであり、大きく見れば孝忠移行理論を説く点で曾子立孝篇と『孝経』は一致しているため、ほぼ同時期の成立と考えておくのが穏当なところであろう。では、曾子立孝篇の成立時期は、いつごろであろうか。

曾子立孝篇の成立の上限は、本篇中において、曾参が「曾子」と敬称で呼ばれていることから、曾参が門人から師と仰がれて以降と考えられる^(註26)。錢穆『先秦諸子繫年』では、曾参の生没年を前五〇五年〜前四三六年とする。仮に曾参が三〇歳のころから門弟を擁していたとすると、上限は前四七五年前となる。一方、下限は上博簡の墓葬年の前三〇〇年ごろと考えられる。したがって、曾子立孝篇は、この一七五年前に成立したと推測できる。

では次に、前四七五年前から前三〇〇年ごろまでの間、すなわち春秋末期から戦国中期にかけての儒家の社会的地位の変化から、曾子立孝篇の成立時期として最も可能性の高い時期を検討することにしよう。曾子立孝篇には孝忠移行理論が存在するため、かかる理論を唱える必要性の生じた時期を推定することで、その成立時期もある程度推定できると考えられるからである。

春秋末期、孔子の門弟たちは、不遇の生涯を送った師とは対照的に、諸国で登用され始める。『史記』仲尼弟子列伝には「孔子既没、子夏居西河教授、爲魏文侯師」と、孔子の没後、子夏が魏の文侯の師となったことが記されている。また、貨殖列伝には「子贛既學於仲尼、退而仕於衛」とあり、子貢が衛で登用されたことが記録されている。さらに『漢書』芸文志には、「子思二十三篇：孔子孫、爲魯繆公師」と、孔子の孫である子思は魯の穆公の師となったとある^(註27)。これらの記述から、春秋末期から孔子の門弟や後学が次々と政治的地位を獲得していった状況が窺われる。

政治的地位を獲得した儒者は、在野で活動していた孔子のころのように、孝を唱道できなかつたと推測される。なぜならば、孝とは血縁関係にある親に絶対的に服従することであり、これを貫徹しようとすれば、必然的に非血縁関係にある君主を軽んずることになる。仕官していなければ、このような矛盾を無視して孝を唱道することもできたであろうが、今や仕官して君主に忠誠を誓うべき立場に立った儒者にとっては、孔子以来の孝を説くことは極めて困難なことであった。だが、孔子の教説を継承する学徒である以上、彼らはその教説において重要な位置を占める孝を無視するわけにはいかない。春秋

末期の儒家は、孔子後学としての立場と、臣下としての立場との二者択一を迫られていた。その彼らが、これらの立場の両立を図り教説の改変を試みたことは想像に難くない(注28)。その試みの結果、考案されたのが孝忠移行理論だったのではなからうか。

孝忠移行理論は、孝が達成されてこそ忠もまた達成できるとして、孝を忠の根本に置く理論である。このため、孝忠移行理論を説くことで、孔子後学としての立場を根本としながら、仕官先でも臣下としての立場を守ることができると、かかる理論を考案するのは、孔子後学としての立場と、臣下としての立場の両立を図らねばならない春秋末期の孔子後学こそその可能性が最も高い。とすれば、その理論を含む曾子立孝篇の成立が春秋末期である可能性は十分にあり、同一の論理を含む『孝経』の成立についても、同様のことが言える。すなわち、『孝経』の成立は、依然として戦国末期である可能性も残ってはいないものの、春秋末期まで遡る可能性が最も高いといえるのである。

おわりに

本稿では、上博簡に含まれるとされる曾子立孝篇と『孝

経』の比較を通して、『孝経』の成立時期を再検討した。曾子立孝篇と『孝経』は、孝忠移行理論を有する点で一致することから、『孝経』の成立時期は曾子立孝篇とほぼ同時期と考えられる。孝忠移行理論は、儒家の社会的立場の変化から見ても、春秋末期に唱道された可能性が高い。したがって、曾子立孝篇及び『孝経』の成立も春秋末期ごろである可能性が高いといえる。もし春秋末期より降るとしても、戦国前期ごろまでであろう。以上が本稿の結論である。

現在、上博簡の未発表の部分をはじめとし、まだ内容の公表されていない出土資料が多くある。本稿で得た結論は、あくまで現時点で得られる資料に基づく推測に過ぎない。今後、新出土資料を加えての検討が必要となる。

注

(1)『漢書』卷七昭帝紀始元五年六月条には「詔に曰わく、朕は眇身を以て宗廟を保つを獲たり。戦戦栗栗として、夙に興き夜に寐ね、古の帝王の事を修め、保傳に通ずも、孝経、論語、尚書の傳うる、未だ明有りと云わず」と、皇帝が自ら『孝経』や『論語』・『書経』を学んだことが記されている。

る。

(2) 陳振孫『直齋書錄解題』は「則ち此の書は殆ど後人の好事者の諸書を采獲して之を爲るなり。故に駁雜にして經ならず。決して戴徳の本書に非ざるなり」と、現存する『大戴礼記』は後世の好事家により作られた偽書であり、戴徳の編んだ『大戴礼記』ではないとする。姚際恒『古今偽書考』も『大戴礼記』は後人の偽作であるとし、陳振孫と同様に偽書説を唱える。

(3) 郭店楚簡は、一九九三年、湖北省荊門市の郭店一号楚墓から出土した竹簡群である。湖北省荊門市博物館「荊門郭店一号楚墓」(『文物』一九九七年第七期)では、郭店一号墓の下葬時期を前四世紀中期〜前三世紀初頭としている。

崔仁義「荊門楚墓出土的竹簡《老子》初探」(『荊門社会科学』一九九七年第五期)は前三一六六年造営とされる包山楚墓の副葬品と郭店楚墓の副葬品を比較し、郭店楚墓の下層時期をより具体的に前三〇〇年と推定する。

(4) 馬承源氏は『上海博物館藏戰國楚竹書(一)』(上海古籍出版社、二〇〇一年)序で、「上海博物館所藏の竹簡乃楚國遷郢以前貴族墓中の随葬物」と、上博簡は楚が郢に遷都する以前に造営された貴族の墓の副葬品であろうと推定している。

(5) 上海大学古代文明研究中心・清華大学思想文化研究所編

『上海博物館藏戰國楚竹書研究』(上海書店出版社、二〇〇二年)。

(6) 『上海博物館藏戰國楚竹書(一)』(上海古籍出版社、二〇〇一年)。『上海博物館藏戰國楚竹書(二)』(上海古籍出版社、二〇〇二年)。

(7) 上海書店出版社の『上海博物館藏戰國楚竹書』発売予告には、上博簡中に曾子立孝篇の存在することが明記されている。また、駢宇騫・段書安『本世紀以来出土簡帛概述』(万卷楼、二〇〇〇年)にも同様のことが記されている。

(8) ⑥を除く先行研究の分析については、浅野裕一「儒家思想の形成VI」(『国際文化研究科論集』三号、一九九五年)に詳しいので、そちらを参照されたい。

(9) 戦国中期説・戦国末期説・漢初説については、池澤優「孝」思想の宗教学的的研究』(東京大学出版会、二〇〇二年)に詳しい。

(10) 武内義雄『孝経の研究』(『武内義雄全集』第二卷、角川書店、一九七八年所収)。

(11) 津田左右吉『儒教の実践道徳』(『儒教の研究』第三卷、岩波書店、一九五六年所収)。

(12) 林秀一「曾子」(『中国の思想家』上巻、勁草書房、一九六三年)。

(13) 板野長八『孝経』の成立』(『儒教成立史の研究』岩波書店、一九九五年所収)。

(14) 浅野氏前掲論文(注8)。

(15) 庄兵『孝経』の成立をめぐる(『日本中国学会報』第五十四集、二〇〇二年)。

(16) 庄氏は、孝行篇の成立を陳奇猷氏『呂氏春秋校釋』の説に従い、呂不韋の遷蜀から死に至るまでの間、即ち始皇帝十年から十二年の間とする。

(17) 池澤優氏(同注9)もまた、漢初説を取る。池澤氏は、実際に行われていた祭祀儀礼と、『孝経』に記されている事柄とを対応させ、『孝経』の成立時期を漢代に推定している。かかる見方は、果たして妥当であろうか。『孝経』はあくまでも思想の書であり、そこに記されているのは孝に関する実際の様態ではなく、殆ど抽象化された孝の概念である。従って、『孝経』が当時行われていた祭祀儀礼に即して記されたとは考え難い。

(18) 氏は「原始儒家は家族倫理と支配倫理との間に横たわる矛盾を發見し、家族の犯した公的非違も隠すことこそ直だといひ(論語子路篇)、孟子も……むしろ家族倫理を重視した(孟子盡心下篇)。しかし孝行篇の作者は孝を説きながらも、かかる矛盾には目を閉じ、皇帝の孝の政治的効果だけを重視し、人臣や士民の孝を統治体系に編入したのである」と述べる。

(19) なお、氏は『論語』・『孟子』と孝行篇との間に相違が生

じたのは、皇帝中心の統治理論を構築せんがために孝行篇の作者が、従来の曾参の人物像や孝の位置づけに改変を加えたためと推測している。

また、『孝経』では孝が五等の序列の下で説かれていることに着目し、この序列は漢の封建制を反映しているとする。そして『孝経』の孝は、「權威主義に吸収され再編成された孝で、あくまでも皇帝中心の政治に服務すべきものであった。」とし、『孝経』には漢代の時代的特色が反映されているものの、内容的には『呂氏春秋』を踏襲したものであるとしている。

(20) 渡辺信一郎氏は『大戴礼記』曾子立事・曾子本孝・曾子立孝等、篇名に「曾子」を冠する十篇(曾子十篇)を『曾子』、『礼記』中庸・表記・坊記・緇衣を『子思子』としている。

(21) 『曾子』・『子思子』に孝忠理論の見える例として、氏は曾子立事「父に事えて以て君に事うべし、兄に事えて以て師長に事うべし……」坊記「孝以て君に仕え、弟以て長に事え、民に式せざるを示すなり」を挙げている。そしてこれらは孝・悌(父兄に仕えること)が直接忠・順(君長に仕えること)と連結されているだけであり、『孝経』のように、敬(愛)を媒介にして忠と孝を関連づける思惟とは異なっていることを指摘する。

(22) 渡辺信一郎氏は、忠孝篇の「黔首」に注目し、「黔首は、始皇帝二六年に民の名称として専用されるようになったものである」として忠孝篇を秦統一以後の作とする。

(23) 浅野裕一氏がすでに前掲論文で『孝経』では孝と忠が移行関係にあることを指摘し、かかる理論を「孝忠移行理論」と呼んでいる。

(24) また、朱子は、経部は孔子と曾参の問答、伝部はその解説であるとして、実際に伝部は経部のどの箇所の解説であるかを説明している。だが、経部と伝部には対応しない部分が多いため多い。これは所謂伝部を経部に無理に対応させようとした結果と考えられ、このことから、そもそも伝部は経部の解説として書かれたのではない可能性が高いと考えられる。

(25) また、『孝経』と『孟子』の孝の性格が基本的に異なることから、この二書が密接な関係にあるとは考え難い。第三章で見たように、『孝経』では孝忠移行理論が説かれており、孝と忠とは相反するものとは考えられていない。それに対し、『孟子』では、孝は非血縁倫理と相反する性格を有するものとされている。

(26) 彭林氏は「子思作《孝経》説新論」(廖名春主編『清華大學思想文化研究所集刊』第二集、清華大学出版社、二〇〇二年)にて、中庸・表記・坊記と『孝経』とは、毎章詩・

書を引用する点で一致しているとし、『孝経』は子思学派の手によるとする。しかし、かかる体裁は『礼記』諸篇に多く見え、必ずしも中庸・表記・坊記と『孝経』との強い結びつきを示すものとは言えず、これを根拠に『孝経』の作者を子思学派の人間と断定することはできない。

(27) 郭店楚簡「魯穆公問子思」篇には、「魯穆公問於子思曰、何如而可謂忠臣。子思曰、恆稱其君之惡者、可謂忠臣矣。公不悅、揖而退之」と、子思が魯の穆公に教示する場面が描かれており、子思が魯で登用されていたことが窺われる。

(28) 『上海博物館藏戰國楚竹書(二)』の「從政甲」篇・「從政乙」篇は、官僚がどのように職務に励むべきかを主に倫理面から説いている。このことから、戦国中期には、儒家が官僚組織に強い関心を抱き、その中に儒家の教説を持ち込もうとしていた状況が窺われる。